

## 登録ボイラー実技講習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の37の規定による同省令第19条の24の34第2項第2号の事項の変更の届出があったので、同省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

### 記

登録教習機関名	津職業能力訓練センター
登録教習機関の住所	三重県津市修成町16番1号
事務所の名称	津職業能力訓練センター
事務所の所在地	三重県津市修成町16番1号
登録技能講習（登録番号）	ボイラー実技講習（第61-2号）
変更事項	
代表者の職氏名	変更前：代表者 三井 健二 変更後：代表者 熊谷 成史
変更年月日	令和8年4月1日

令和8年4月23日

三重労働局長

